

部会長

それでは只今から第700回農地部会を開会いたします。どうかよろしくをお願いいたします。

本日の部会は部会委員の過半数が出席をされておりますので、法律第21条第3項の規定により、本部会が成立いたしておりますことをご報告いたします。

続きまして、本日の議事録署名人には、堀江地区の松下長生委員、東中島地区の山田義弘委員、二人の方をお願いいたします。

本日は、1号から10号までの10件の議案が提出されておりますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

まず、第1号議案、農地法第4条届出専決処理報告について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局  
(藤久次長)

誠に申し訳ございませんが、ご審議いただく前に、議案の訂正をお願いいたします。目次欄についてなんですけれども、何箇所か誤りがありますので、お手元にお配りしている目次のみを記載しているペーパーに差替えていただくよう、お手数をおかけしますがお願いいたします。

それでは、ご報告いたします。

平成27年1月26日から平成27年2月25日までに専決処理した案件は12件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これら12件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

なお、用途別処理状況といたしましては、

住宅用地	6件	3,385㎡
商工業用地	6件	4,420㎡

となっております。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

只今、第1号議案に対する、事務局からの説明は終わりましたが、本議案につきまして、何かご異議ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

それでは本件異議なしとして、原案どおり承認することといたします。続いて第2号議案、農地法第5条届出専決処理報告について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご報告いたします。

(藤久次長)

平成27年1月26日から平成27年2月25日までに専決処理した案件は12件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これら12件につきましては、適法な届出となっておりましたので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。

なお、用途別処理状況といたしましては、

住宅用地	10件	6,530㎡
商工業用地	2件	914㎡

となっております。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

只今、第2号議案について事務局から説明がありました。本件について、何かご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。続きまして第3号議案、農地法第18条第6項解

約通知報告について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局  
(前崎主査)

それではご報告いたします。

1番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

2番、本件は農地法第3条の許可を受けて、平成12年5月10日、設定された賃借権でございます。

本件は賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

3番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

4番、本件は残存小作でございます。

本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は賃貸人が自作地として耕作するとしております。離作補償はないとしております。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

只今、第3号議案について事務局から説明がありました。本議案につきまして、ご意見、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案どおり承認

することといたします。続きまして第4号議案、農地法第3条許可申請について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局  
(前崎主査)

それでは、ご説明いたします。

お手元に審査基準1号から7号までを整理した調査票がございますので、併せてご覧ください。

1番、譲受人の大野さんは、農地約31アールを耕作する農業者でございます。

この度、自作地に近く耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

2番、譲受人の森貞さんは、農地約46アールを耕作する農業者でございます。

この度、自作地に近く耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

3番、譲受人の南さんは、農地約188アールを耕作する農業者でございます。

この度、自宅に近く耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

4番、譲受人の玉井さんは、農地約63アールを耕作する農業者でございます。

この度、自宅に近く耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

5番、譲受人の清水さんは、農地約61アールを耕作する農業者でございます。

この度、自宅に近く耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

6番、7番は自作地相互の交換であるため、合わせてご説明いたします。

譲受人の今村さんは、農地約32アールを耕作する農業者でございます。

譲受人の吉田さんは、農地約65アールを耕作する農業者でございます。

この度、本申請地を交換し、農業に精進しようとするものでございます。

8番、譲受人の大西さんは、新規農業者でございます。

この度、本申請地の贈与を受け、農業経営を開始しようとするものでございます。

尚、本件は、新規農業となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

9番、譲受人の神野さんは、農地約25アールを耕作する農業者でございます。

この度、自宅に近く耕作上便利な本申請地を借受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

尚、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

10番、譲受人の一色さんは、農地約90アールを耕作する農業者でございます。

この度、自作地に近く耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

11番、12番は譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。

譲受人の竹村さんは、農地約42アールを耕作する農業者でございます。この度、実家及び自作地に近く耕作上便利な本申請地を借受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

13番、譲受人の渡部さんは、農地約52アールを耕作する農業者でございます。

この度、自作地に近く耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

14番、16番は譲受人が同一人であるため、合わせてご説明いたします。

譲受人の大北さんは、農地約23アールを耕作する農業者でございます。

この度、自宅及び自作地に近く耕作上便利な本申請地を取得及び借受け、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

尚、本件は、取得後30アール以上となる案件でございますので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

15番、譲受人の渡部さんは、農地約91アールを耕作する農業者でございます。

この度、自作地に近く耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

17番、譲受人の安寿会は、社会福祉法人でございます。

この度、社会福祉事業に供するため、本拠地に近く、耕作上便利な本申請地を取得しようとするものでございます。尚、本案件は、新規に農業経営に参入するとともに、許可にあたり例外規定が適用される案件ですので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

18番、譲受人の栗林さんは、農地約61アールを耕作する農業者でございます。

この度、自宅に近く耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

19番、譲受人の泰斗福祉会は、社会福祉法人でございます。

この度、社会福祉事業に供するため、本拠地に近く、耕作上便利な本申請地を取得しようとするものでございます。尚、本案件は、新規に農業経営に参入するとともに、許可にあたり例外規定が適用される案件ですので、後程、地元委員さんの補足説明を願った上でご審議をお願いいたします。

20番、譲受人の河内さんは、農地約432アールを耕作する農業者でございます。

この度、自宅に近く耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

21番、譲受人の武田さんは、農地約134アールを耕作する農業者でございます。

この度、実家に近く耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

22番、譲受人の土井さんは、農地約299アールを耕作する農業者でございます。

この度、自宅に近く耕作上便利な本申請地を取得し、農業経営の規模を拡大しようとするものでございます。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

只今、第4号議案について事務局から説明がありました。ここからは委員さんによる地元説明をお願いいたします。

まず、8番は所在地が御幸地区であります。本日、潮見地区担当の寺井委員さんが欠席ですので、河野地区の中川委員さんからお願いいたします。

中川委員

今、渡部部会長からありましたように、寺井委員さんが欠席でございますので、私の方から地元説明をさせていただきます。

この度、親族の農地である2筆の農地5034㎡を贈与にて譲り受け、新規に農業を開始しようとするものでございます。本件農地は、デコポンが栽培されておりますが、知人に指導を受けながら、2000㎡をブルーベリーに改植するとしております。農地までの距離は約8キロ、車で約20分と通作可能な距離でございますので、また、住所地でもあります桑原地区の地区審査においても了承されると聞いております。また、営農計画では大農機具、労働力もそのまま譲り受け、収穫物もインターネットや産直市場で販売したいとしております。農業への意欲もそういったことで、十分に感じられることから、地区審査では問題ないと判断した次第でございます。本部会でのご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。  
続きまして8番、住所地であります桑原地区の野本委員さんお願いいたします。

野本委員

それでは、説明いたします。  
先ほど事務局から説明がありましたように、本件譲受人の大西さんは、現在桑原地区に居住しており、今般、御幸地区に農地を取得し、新規就農をお考えであります。

地元農業委員としては、住所地審査を行ったものでありますが、農業に対する意欲も十分に見受けられましたので、地元としては了承いたしました。

なお、本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。続きまして、9番であります生石担当の戒能謙介委員さんからお願いをいたします。

戒能(謙)委員

先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人の神野さんは、現在生石地区にお住まいで、農地約2500㎡を耕作する農業者であります。

今般、議案記載の生石地区の農地に使用貸借権を設定し、耕作面積30アール以上として、農業規模の拡大を図るものであります。

農業に対する意欲も十分見受けられることから、地元としては了承した次第でございます。本部会でのご審議をよろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。次に、14番と16番が併用案件となっております。14番は正岡地区、また16番は所在地が河野地区、住所地が正岡地区であります。本日、正岡地区の村上委員さんが欠席をされておりますので、この件につきましては、中川委員さんからお願いいたします。

中川委員

正岡地区の村上委員さんが、ご欠席でございますので、正岡地区も含めまして、河野地区の私の方から提案説明をさせていただきます。

先ほど事務局から説明がありましたように、申請人の大北さんは、正岡地区に居住し、農地約23アールを耕作する農業者であります。



申請地は、自宅からも近く、耕作に便利であることから借り入れ等をし、経営規模の拡大を図るものです。

農作業経験も豊富であり、引き続き息子さんと営農することから、耕作意欲も十分に感じられましたので、地元としましては了承いたしました。なお、本部会でのご審議のほどよろしく願いたします。

部会長

ありがとうございました。次が17番でありますけれども、所在地区が栗井地区であります。梶野委員さんから願いたします。

梶野委員

はい。17番と19番が栗井になりますので、申請内容が大体同じ案件ですので、併せてご説明いたします。

部会長

はい。よろしく願いたします。

梶野委員

それでは、17番、19番の申請内容が同じでありますので、一緒に説明をさせていただきます。先ほど事務局から説明がありましたように、譲受人の安寿会は第一種及び第二種社会福祉事業を実施する社会福祉法人です。そして泰斗福社会は就労継続支援B型事業を実施する社会福祉法人です。今般施設から近い当該申請地におきまして、季節野菜の栽培による就労支援事業を実施するため、申請に及んだものです。

双方とも、事業計画も整っており、引き続き農地として利用していくことから、地区審査で了承をいたしました。ご審議のほどよろしく願いたします。以上でございます。

部会長

ありがとうございました。それでは17番は、住所地が久枝地区となっております。本日、渡部潤一郎委員さんが欠席されておりますので、和気地区を担当しております、私の方から説明をさせていただきます。

それでは17番の譲受人、社会福祉法人安寿会の新規農業の件につきましてご説明をいたします。

本申請は現在久枝地区に主たる事務所を有する社会福祉法人で、この度申請地である栗井地区の農地を例外規定により取得する案件となっております。

地元において業務の必要性、運営方法、周辺地域との関係を確認いたしましたところ、地区審査において了承いたしました。よって、本部会においてご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

それでは只今、第4号議案につきまして、事務局並びに地元委員さんからの説明がございました。本件につきまして、ご意見、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。続きまして、第5号議案農地法第4条許可申請について、議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それではご説明いたします。

(藤久次長)

1番、本件申請人は、現在、家族で実家に同居しておりますが、子供の成長とともに手狭となってきたため、今般、新たに生活の本拠を構えることとし、隣接する本申請地へ自己用住宅を建築しようとするもので、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

2番、本件申請人は、市内上野町に居住する農業者でございますが、この度、将来の収入確保を図るため太陽光発電事業に取り組むこととし、日当たりがよく、四国電力への送電も容易な本申請地に太陽光発電施設を設置したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。

只今、第5号議案について事務局から説明がありました。本件について、

ご意見、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。なお、この案件につきましては、県許可分でございますので、意見を付して県知事に送付をいたします。

続きまして第6号議案、農地法第5条許可申請について、議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明いたします。

(藤久次長)

1番、本件受人は、現在、借家住まいをしておりますが、何かと手狭なことから、今般、新たに生活の本拠を構えることとし、本申請地を妻の祖父より借受け分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

2番、本件受人は、現在、両親と同居し、農地約15aを耕作する農業後継者でございますが、現住宅が手狭なことから、今般、新たに生活の本拠を構えることとし、本申請地を父親より借受け農家住宅を建築したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

3番、本件受人は、現在、借家住まいで、農地約32aを耕作する農業者でございますが、今般、新たに生活の本拠を構えることとし、実家及び耕作農地に近い本申請地を取得の上農家住宅を建築したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地でございますが、本件は集落に接続して住宅を建築しようとするものであり、例外的に許可できるものに該当すると判断されま

す。

4番、本件受人は、現在、借家住まいをしておりますが、何かと手狭なことから、今般、新たに生活の本拠を構えることとし、本申請地を父親より借受け分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、伊予鉄福音寺駅から概ね500m以内にあることから第2種農地と判断されます。

5番、本件受人は、土木建築工事を主な業務とする法人でございますが、この度、地主の都合により、現資材置場を返還しなければならなくなったことから、新たに本申請地を取得し、砕石、各種鉄材、車両等の露天資材置場及び駐車場として利用しようとするものでございます。

なお、本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ha未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。

6番、本件受人は、市内井門町に居住しておりますが、今般、将来に向けた収入の確保を図るため、太陽光発電事業に取り組むこととし、日当たりがよく、四国電力への送電も容易な本申請地を父親より譲り受け、太陽光発電施設を設置しようとするものでございます。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

7番、本件受人は、現在、両親と同居し、農地約42aを耕作する農業後継者でございますが、現居宅が手狭なことから、今般、新たに生活の本拠を構えることとし、本申請地を父親より借受け農家住宅を建築したいとしております。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

8番、本件受人は、現在、借家住まいをしておりますが、現居宅が何かと手狭なことから、今般、新たに生活の本拠を構えることとし、本申請地を

取得し、自己用住宅を建築したいとしております。

なお、本申請地は、都市計画区域外に位置しているため、開発許可は不要であり、農地区分においては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

9番、本件受人は夫婦で、現在、借家住まいをしておりますが、何かと手狭なことから、今般、新たに生活の本拠を構えることとし、本申請地を祖父より借受け分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

以上でございます。

部会長

はい、ありがとうございました。

只今、第6号議案について事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。それでは本件異議なしと認め、原案どおり承認することといたします。なお、この案件につきましても、県許可分でございますので、意見を付して県知事に送付をいたします。

続きまして、第7号議案平成26年度第12号農用地利用集積計画について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明いたします。

(高瀬主査)

本日の案件10件の内、使用貸借権の設定が4件、賃借権の設定が3件、その内訳は新規が4件、更新が1件、再設定が2件となっており、所有権移転が3件となっております。利用集積計画総面積は合計20,598㎡でございます。

番号1の譲り受け人は、約574アールを耕作する農業者で、賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持するとしております。

番号2と3の譲り受け人は、約496アールを耕作する農業者で、新規で

使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとして  
います。

番号４と５の譲り受け人は、約 214 アールを耕作する農業者で、新規で  
賃借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしていま  
す。

番号６の譲り受け人は、約 193 アールを耕作する農業生産法人で、使用  
貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を拡大するとしていま  
す。

番号７の譲り受け人は、約 424 アールを耕作する農業生産法人で、継続  
して使用貸借権を設定し、農地を借り受け、現在の経営規模を維持すると  
してしています。

番号８の譲り受け人は、約 143 アールを耕作する農業者で、樹園地を売  
買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしてしています。

番号９の譲り受け人は、約 352 アールを耕作する農業者で、樹園地を売  
買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしてしています。

番号１０の譲り受け人は、約 331 アールを耕作する農業者で、樹園地を  
売買で取得することにより、現在の経営規模を拡大するとしてしています。

以上の計画の内容は、経営面積、農作業従事日数など、農業経営基盤強  
化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

なお、公告予定日は、平成 27 年 4 月 1 日となっており、公告により効力  
が発生することとなります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

部会長

ありがとうございました。只今、第 7 号議案について、事務局から説明  
がありました。本件についてご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。それでは異議なしと認め、本件原案どおり承認  
することといたします。続きまして、第 8 号議案農用地利用配分計画（案）  
に対する意見決定について、議題といたします。事務局から説明をお願い  
します。

事務局

それでは、ご説明いたします。

(高瀬主査)

この農用地利用配分計画案は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に基づき、委託契約している松山市が作成し、農地中間管理事業を推進する公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が決定します。配分計画を決定する前に、同法律第 19 条 3 項の規定、《計画案の提出等の協力》に基づき松山市農業委員会の意見を聴取するものです。

1 月の農地部会におきましてえひめ農林漁業振興機構が利用権を設定した 28 筆をご審議いただきました。これに関しては平成 27 年 1 月 30 日に市の公告が済み、2 月 1 日付けで使用貸借権がえひめ農林漁業振興機構に設定されております。この設定された農地について転貸する利用配分計画案について意見を求められております。

総面積は合計 25,786 m<sup>2</sup>、28 筆、全て使用貸借権です。この案を松山市がえひめ農林漁業振興機構へ提出し、農用地利用配分計画をえひめ農林漁業振興機構が決定した後に、県が認可し、4 月頃の公告という流れになっています。そのため、5 月頃有限会社難波農用地、竹村氏に耕作権が設定される予定です。以上です。

部会長

ありがとうございました。只今、第 8 号議案について事務局から説明がありました。本件についてご異議等ございませんか。

一同

異議なし

部会長

ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、本件原案のとおり承認することといたします。次に第 9 号議案農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出専決処理報告について、議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明いたします。

(前崎主査)

平成 26 年 1 月 26 日から平成 27 年 2 月 25 日までに専決処理した案件は 23 件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。

これらつきましては、適法な届出となっておりましたので、専決処理を行い受理通知書を交付いたしました。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。只今、第9号議案について、事務局から説明がありました。本件について、ご異議等ございませんか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、本件原案のとおり承認することといたします。続きまして、第10号議案松山農業振興地域整備計画の重要変更に対する意見決定について議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、ご説明いたします。

(藤久次長)

1番、本件は、申出人より農用地区域からの除外申出があり、それを受けて松山市が農業振興地域整備計画を変更するに当たり、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき、農業委員会の意見を求めてきたものでございます。

本件申出人は、現在、市内窪野町で借家住まいをしておりますが、現居宅が何かと手狭なことから、今般、本申出地を父親より借受け分家住宅を建築したいとしております。

なお、本申出地は、久万高原町に居住する父親が所有する農地の耕作及び管理を手伝うための最適地であるとしております。

また、都市計画区域外に位置しているため、開発許可は不要であり、農地区分においては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されます。

以上、農用地区域除外することがやむを得ないものであるかどうか、意見の決定をお願いいたします。

以上でございます。

部会長

ありがとうございました。只今、第10号議案について事務局から説明がありました。本件について、ご意見等ありませんか。



- 白石委員                    ちよつと。(挙手)
- 部会長                      はい。白石委員。
- 白石委員                    これは、全部畑地でしょ。事務局。農用地区域言うても、畑地で変更するんでしょ？農用地区域除外。
- 事務局  
(藤久次長)                    はい。
- 白石委員                    畑地以外はどうするん？農用地区域になつとるところは。地目が農地以外のところは。
- 事務局  
(藤久次長)                    (部会長へ) かまんですか？
- 部会長                      はい。事務局。
- 白石委員                    混在しておる。
- 事務局  
(藤久次長)                    申出地がいろいろと地番がいっぱい列記されておりますが、全て農地でございますので、合筆をしまして分家住宅を建てるところだけ、新たに499㎡だけ分筆し、除外して分家住宅を建てようと。その他はそのまま農地として、耕作を続けるということでございます。
- 白石委員                    これが公図と合うとか合わんとか、私が一番心配して質問したいのはね、非常に困るのは農振農用地の除外というのは、農振農用地に対して県から国へ申請して、農振農用地には予算が国の予算がついとるから、ほやから除外はきちんと除外をせんといかんのですが、飛び飛びでやると、その飛び飛びの所が、一团的にやられるとええんですが、飛び飛びになる場合には、飛び飛びの農振地が残る。集团的じゃないと。そういうこと。もう一つ困ることは、私は平成2年から長いこと会長させていただきましたが、

非常に困りましたことは、樹園地をざっくばらんに申し上げときますが、樹園地を2～3反しか持っていない人が、果樹を1丁分を1丁5反分をみかんを出すと。出荷する。当然税務署が、水田は1反いくら。畑は1反いくらという、課税の方式やと認識やったと思うんですが、皆さん担当が少ない方がいいんだということやったんですが、そういうことやない。判断あたりは、全部レシートで丸温で出よるレシートで税金掛よんじゃがと。正確な山の面積を出してくれということで、樹園地を山あたりは、正確に畑地に変えた経過があるんです。それで山林になって一度畑になつとる。そういうことで、飛び飛びで今度抜くとですね、飛び飛びでまた、農振農用地域が残るということになると、県で国の予算を取るのに、そこらは農振農用地域ぞと取った場合に、飛び飛びに農地がなる。農振農用地というのは、目的は何かというのをそれを、役員さん方にはっきり聞いておきたかったんです。これはあくまでも、農振農用地の国の予算の下ろし方というのは、そこらを将来、雑木山であろうがなんであろうが、開墾をして農地を広げるという意味で、それで国の方も予算を付けてきて、農振農用地ということにしとんじゃから、抜くときに飛び飛びになんかなったりしたらいかんです。集団的に、ずっとやっていかんと。地域的なことを考えんと。個人的に農振農用地を抜くというようなことじゃないと思います。そのことは、はっきりしてないと、その人の都合で、石田さんの都合で、これだけは抜かしてくださいよということをお願いよんやけど。これが例えば、飛び飛びの穴が空いとる形になるんやったら、周囲の農業を脅かすというか、逆に、そのことがどうなつとるかというのを。

事務局 (部会長へ) よろしいですか。

(藤久次長)

部会長 事務局さん、今の白石委員の農振農用地地域の。

事務局 先ほども申し上げましたが、この案件については、農業委員会に申出が出ているものではございません。松山市。市長に対して、所謂農用地除外の申請が出ております。所管する課は、農林水産課となります。農用地除外についての法律は、農業振興地域の整備に関する法律というものがございまして、そこできちっとした法律基準が定められております。それに基

づいて、農林水産課が判断する訳でございます。なぜ農業委員会に意見を求めてきたかと言いますと、農用地除外はしたけど、後で転用の許可申請をしてきたら、許可にならなったら何もならないわけでございます。そのために農業委員会に、これは許可の見込みはありますか？というようなことで意見を求めてきている訳でございます。ですから、農地法の許可基準に対して、農業委員会は判断して意見として返してあげる権限しかないのであります。それに基づいて、先ほど言いました農振法に基づいて、ここは除外した方が良いのか、しない方が良いのか、県の意見も聞きましてですね、判断する訳でございます。ですからその部分まで踏み込んで、農業委員会、農地部会が判断することは、ちょっと適切ではないのではないかと事務局は判断しておりますが、なお委員さん方のご意見で決定していただいたらと思います。以上でございます。

部会長

今、事務局から、白石委員の質問に対して答弁がありました。何か他にございますか？はい、白石委員。

白石委員

これはね、もっとちょっとだけ付け加えておきましょう。窪野地区というのは、松山市が基盤整備をした最終の地区。32ヘク。タチバナタイスケ部長の最終の地区で、ここが島になったんです。これが45度で基盤整備をして、最終の地区でこれはできとんじゃと思うが、中に穴が空いとるようなことをしたら、後がまずい。そういうことがあると思うんで、そこは気付いてやっとかんかったら、また後で、困ることが出てくる。現場を知らななだらいかん。

松下委員

(挙手) はい。

部会長

はい。松下委員。

松下委員

僕は、現場を見てないんで申し訳ないんですが、その分についてはですね。今、事務局から説明を聞いた限りでは、他の所は農振農用地はないと。一部だけ農用地で、そこで農用地の方は飛び地でそのところに農業者の住宅を建てようとするんじゃないんですか？

- 事務局  
(藤久次長) (挙手) はい。
- 部会長 はい。事務局。
- 事務局  
(藤久次長) 議案を見ていただいたらわかりますが、筆がいっぱい書いてあります。これを合筆しようとする訳ですから、基本的にくっついてます。飛び地を合筆できませんから。くっついております。それが全部基本的に農用地です。ほとんどは、そのまま農用地として耕作を続けます。耕作をする農地の隣なわけですよ。ここから分筆しますから。そこで、将来後継者になるべき子どもさんが住宅を建てようとする案件でございます。農地法上の許可基準も適法でございます。そういう案件について、その農振法の法律の基準に踏み込んだ決定を、農業委員会がしなければならないのかということをご判断いただけたらと思います。
- 松下委員 (挙手) はい。
- 部会長 はい。松下委員。
- 松下委員 はい。農業するための、農振農用地の中で農業をするための住宅が必要ということで判断したのでよろしいんですね？
- 事務局 はい。
- 松下委員 (了承) はい。
- 部会長 この件、よろしいでしょうか。
- 一同 異議なし。
- 部会長 それでは、10号議案について、原案のとおり承認することといたします。
- 以上で、本日の提出議案10件の審議は全て終了いたしました。

なお、ここで、私の方から昨年の本部会でおきましてもご意見等が出ておりました、懸案事項となっておりました、北条地区におきます残存小作の合意解約についての今日までの経過について、ご報告をいたします。

本件は、関係者が多く時間を要しましたが、最終的に土地所有者から2名の賃借人、これはいずれも相続人でありますけれども、その間において、和解の仲介の申立てがございました。そこで仲介委員として、会長から指名を受けました私と、戒能謙介委員、村上光夫委員、この3名で去る1月23日、仲介委員会を北条において開催いたしました。当日出席いたしました、1名につきましては、その場で合意解約の和解が成立いたしました。また、当日出席できなかった1名につきましても、後日、文書にて合意解約が成立をいたしました。このことによりまして、相続人全員との合意解約ができる見込みとなりましたので、去る3月2日、和解の仲介を終了した次第でございます。なお、これまでに解約の意思表示をなされておりました関係者との合意解約書は、後日地区審査において、意思確認を行うことといたしております。

そのことにより、今回の賃借権の合意解約、全て完了する見込みとなりましたので、ご報告をさせていただきます。

以上でございます。

このあと、事務局からの連絡、委員さん方、何かご意見等ございましたら、発言をお願いします。

松下委員

異議なし。

白石委員

あるで。

部会長

はい。白石委員。

白石委員

実は昨日事務局へ、あらかじめの資料はお渡ししておきましたが、ちょうど1月30日の総会でもお尋ねした。そして私がまた農業委員会へ帰らんといかんようなことで、7月は帰らせていただきましたが、6月議会の質問にも溝辺のグラウンドのことをお尋ねいたしました。そういう関係でいろいろと私の方へ陳情が入ってくるものですから、そのことについて昨

日、こうこうだということで資料を渡しておるのを、フジカタくんの方へこういうことだということで、渡しておきましたが、写真など大きいやつを渡しておきましたが、ところが昨日聞くところによるとまた、所有権が変わっておると。それ以後に。ということですから、昨日はもう午後で遅かったものですから、私も調べれるだけ調べてみました。ところが、これをお尋ねしたいのは、53筆、これはいろいろあります。山林も、畑もありますが、松山市のそういった公衆用道路もありますがですね。これを今持っておる方が、52筆の内の、27筆は、半分以上は所有権移転をされて、それで、あとは仮登記も、これは所有権移転の仮登記が27筆というようなことで、やっておると。これは何かというのは、目的は太陽光の工事がどんどんどんどん進んどの。このことについては、去年の5月30日に農業委員会の方へ農林水産課の農振農用地のことは農林水産の市長部局の農林水産課やないとわかりませんから、台帳を持ってきてもらて、ここでその依頼者の持ってきた謄本、公図、そこで農振農用地と一般農地と、ちょっと山林あたりも全部入れて調査いたしました。いたしたところが、それがその結果的には、昨日取ってみた謄本ではもう、半分以上はこの業者の手に渡っておる。それは、これ、とてもじゃないが、これは東京都有楽町一丁目12番1号、グローバルリンク株式会社という会社ですが、一つはこの会社が、農業法人かどうかということと、併せてお尋ねしておきたいのは、山林等も簡単にこれは取得できるんだと思ってやっておりますが、いまだにですが山林であっても、農振農用地ですから、これはいかんのです。まず除外の許可をせなんだら、バラバラバラバラある中の、農振農用地いうのはですね、、、。

松下委員

また同じことをいっつも言いよる。はいっ。(挙手)

白石委員

いやいや待ってください。

松下委員

はい。すんません。(挙手)

白石委員

そこをはたいて農地にするという意味で、県から国へ申請して、予算を取っておるんですから、それを逆に、こちらが申請して、国民税金の予算をつけとんですから、それをです。逆にこちらが知らんまにです。他の事

業に使うじゃいうことはとてもじゃないが、会計検査に一発でかかります。何筆もあるんです。

松下委員

はい。(挙手)

白石委員

それがこういう会社に行き渡っておる。いうことになっとんですから。

松下委員

はいはい。すいません。(挙手)

白石委員

農業委員会としてはどういうふうな、この前に太陽光が10月で四国電力あたりは、切るということも、委員会でも委員会として、当然どういう四国電力が取り組みをするのか、聞いといて。

松下委員

すいません、お願いします。はい。(挙手)

白石委員

今日は、会長が休みやけん、言うとして。

部会長

はい。松下委員。

松下委員

はい。あの、実はですね。それぞれの地区にはそれぞれの改良区、農業委員会の中で、いろいろ問題あるんですよ。今のような問題を提出すると、各地区のところで行くと。堀江町でもあります。個々の問題については。それについては地区審査の方、地区の農業委員さんや改良区の方々といろいろな話をした上でですね、あの、あくまでもその意見として集約した中で出さないと、一人が調べて、あのつづいた上でですね、これを地区の人が知っとるのか知らないのかわかりませんが、そういう形の中で、自分の調べた中での意見で、ここのとこへ持ってきてもですね、まずは地元の農業委員さん、改良区の方も含めて、その辺のところを十分審議した上で、この農地部会の全員の委員会でありますんで、その話をですね、あのいろんなクレームをつけよるだけではなくて、その前に、地区の方と、よくよく相談をして、それで地区の方もそういったことがわかった上で、この農業委員会に提出してもらわんと、ここのとこで誰もわからんところですね、私らに審議せよといっても、わかりません。ですから、個々に会の皆

さん、個々の意見がありますので、そういう形のことについてはですね、あの、他地区の方がその別の地区のことを意見を出すのではなくて、他地区の方がもし別の意見を言うのであれば、地区審査等で十分研究してもらった上でですね、事務局にあげてもらったり、また事務局の方に相談するのであれば、事務局の方から、地元で地区審査してもらったりとかいう形の中で、あげてもらわないとここで、直接あげてもらっても、何の問題もできませんので、議案の対象でも回答が。そういう意味で地区審査を含めてお願いします。

部会長            はい。白石委員。今、あの松下委員さんから、お話がありましたけれども、事務局もしくはこの委員会の答弁がいますか。

白石委員            いらいでから。そんなことやったら、農業委員会はいらんのじゃが。馬鹿じゃねえか。こんなこと基本がないじゃないか。なんでもじっくり話すんやったら、何にもいらんのじゃないか。名古屋行って電話呼ぼうか。11月の東京。。地区で話すんやったら、地区だけでええんけ。

松下委員            いやいや、地区の人間に相談してから、これを出せ言いよんじゃが。

部会長            はい。事務局。

事務局  
(藤久次長)            はい。すみません、あの部会長さんからご指名いただきましたので、発言させていただきます。今、白石委員さんがご指摘いただいた件はですね、6月部会でも議会で、うちの会長が答弁した件でございますが、個人情報に関係もございましてあまり詳しいことも言えん部分もありますけれども。

まず、ある地区でですね、先ほど言いましたように農用地、農用地区域外、山林、農地、いろいろと混在してる地域であります。そこで太陽光発電を設置しようとしているというような案件の中で、現地調査したところ、農地部分で、一部の農地部分で、野球のグラウンドとして利用してたところがあった。フェンス等が設置されて。それについては当然農地法違反でございますので、農業委員会で指導して、もうかなり前にフェンス等は撤去されて、解消がなされております。



現在そこで、太陽光発電の事業を実施するのであろう機材の運搬がなされております。常に現地調査しておるんですけれども。その中で、前の所有者にうちが確認したところでは、いわゆる山林部分でその事業を行うんだと。農地部分は一切いろわないということでもありますので、それなら農業委員会の管轄外ですねと。ただ、最近になって所有権が変わっております。ですから、当然そこらへんのことは引き継いでいただいておりますけれども、なお改めて、確認しておこう。また、周辺の農地に被害がないようには一言言っておいた方がよかろうと、というようなことで今、文書によって聞かせてくださいと、別に今、違反者であるかどうかわからないわけですから、あくまでもお願いです。事情を聞かせてくださいというようなお願いの文書を送って、今後確認しようと思っております。ですから、何回も言いますが、山林部分で実施することについて、農業委員会が農地法で制限することは何もない。権限ございません。所管する事務でもございません。また、農用地につきましても、これも何回も言いますが、所管は松山市でございまして、農業委員会の直接所管するところではございません。権限外でございまして。ですから今のところは、現地を担当者は定期的に回っておりますので、農地部分に関わってこない限りは、状況を見守るといふことしかできないというふうを考えております。以上でございます。

松下委員 (白石委員に向かって) それは自分が会長しよったときのことやないんけ。

部会長 はい。ありがとうございました。

松下委員 議場を出しとるんじゃろ。これ。議場を出しとるんをなんで変更して農業委員がやらないかんのぞ。馬鹿みたいに。

白石委員 何言よんぞ。知らんのやが。

部会長 はい。白石委員。

白石委員 あの、これはですね。私が出て、この7月以後にこの農地部会の中でも、

太陽光というのは、もうはっきり言うとります。私個人が。議会でも。市長に、もう原子力発電というのは、ウランの溶融がもとやから、ウランが溶融したら、し始めたら、もう止まらないんだから、今の科学技術では、そやから、ブレーキのない自動車を走らせて、どのようなもんかと言うて。反対じゃと言うて。はっきり。それぐらい聞いてから、発言しとんです。それで、10月、7月以後に10月でこの農業委員会で石手川北部の土地改良区の太陽光を内緒で据えて呼ばれて、それも調べたら、ど真ん中にやっとなと。何も助成金払わずに。内緒に。ということがあったから、それでそなんの事務所が中央農協にあるから、そちらの方に資料は提供しときました。しときましたらですね、そちらにどうするかと。石手川北部管理の550町も220町くらいしかない。そんなことも過去に言うとりです。正義感の中でも言うとりますよ。220町くらいしかないし。180万トンの34万トンも荒れ山に水もない松山市が。言うとりですよ。そこでこの農業委員会ではっきり言うときますよ。四国電力とどういう対応をしてくれるかと。三役で1回くらいは。方向付けをしてくれと。お願いをしといた。それでやってない。それで今回は、昨日は資料も渡しておきました。渡しておいてこれでまず、調べてみたらこういうことになつとる。10月に、なんですかこれ。日本ファイナンス。一番町。11月25日には岐阜県の株式会社郷鉄鋼、これまた2月9日、こないだですよ。東京新宿有楽町1丁目、グローバルリンク株式会社。ここのグローバルリンクは、52筆の内27筆。半分以上持つとると。こんなことがされよってですよ。農振農用地をですよ。そんなことで、愛媛県から我々が全部国の予算を使いよるんですよ。使ってるんですこれは。こんなことされよって、農業委員会も行政組織ですから、知らん顔はできん思います。はっきり返答してください。知りませんよ。私は。

松下委員

すみません。(挙手) 部会長。

部会長

はい。松下委員。

松下委員

はい。あのですね。先ほど言いよった、議会でもなんや訳のわからん質問をしとりますわい。それはそれであの、議会の方で答弁してもろたらこと良いことなんで、この農地部会でこの白石委員が言いよることを、あげ

るかあげないかを協議してもらって、それなりに進行してもらいたいと思いますが、よろしく願いいたします。お願いします。今の問題を取り上げるか上げないか、決めていただいて、そして議事進行してください。

部会長                    はい。それをちょっと、あの、会長代理から。

戒能(明)委員            はい。今日、会長が欠席でございますが、さっき、白石委員さんの方から、ご質問ございましたことについては、以前に会長が市議会に出席をいたしまして、その農地転用の状況の判明がしておりませんし、また、違反転用等の是正通知もしておりますので、今後のさらなる確認も行い、関係部署との連絡も取りながら、是正をし、土地利用の指導をしていきたいというような答弁をしておりますので、この答弁について、会長の方から、そのことを伝えておいてくれということでございました。よろしく願いいたします。

部会長                    はい。ありがとうございました。それでよろしいでしょうか。

白石委員                 いやいや。ほやから。

松下委員                 これで審議するか、今の答弁したんやから、それで白石委員のを、質問をこの部会でやるかやらないか、この部会の中に、メンバーに聞いてください。それでやるんならかまいません。やっても。あの、それで審議する必要ないと地元の委員さん含めて、それでももっともっと切磋してから、この部会にあげてきたらどうですかということで、僕は意見を申し上げよんで、まだいろんなことが煮詰まってないのに、ここで言いあげるようなこと言ったってしょうない。だから、そこんところだけね、あの皆さんに聞いていただいて、ここでこの審議をするのか、もっと調べてから審議するのか、市長各課含めてそれを聞いてくださいと、部会長にお願いしよるんですが。

部会長                    委員さんいかがですか。

柴田委員                 あの、かまんですか。(挙手)

部会長

はい。

柴田委員

あの、地元の柴田といいますけど、これまあ、先ほど事務局から言いましたように、これは今ここで皆さんに諮っても、何のことやらさっぱりわからんと思います。これは今、あの、我々も地元の方もある程度、情報は揃んでおります。今のところ、法的にどうのこうの言う問題ではない。何かあれば、事務局の方から、連絡があると思います。事務局と連絡しながら、確認しながら、今現状を見ている状態ですので、この場で、この審議を、どうのこうの言う問題では、今のところはありません。はっきり言うときます。あとのことは、地元と地元の委員さんと、事務局の方にお任せしたいと思います。もし、問題があれば、この審議で皆さんのご意見を伺いたいと思いますので、それで締めたいと思います。いかがでしょうか。

一同

異議なし。

部会長

只今、柴田委員さんの方から、あの、ひとつの提案言いますか、方向付けの考えが出ました。こういう風な方向で今後進めさせていただいたんで、よろしいですか。

一同

異議なし。

部会長

ありがとうございます。では、そのような方向で取り扱いを進めてまいりたいと思います。それではお疲れでした。これをもって、事務局。

事務局

(中越局長)

事務局より、皆さんへお礼方々、ご報告させていただきます。平成27年度、第154回の総会をですね、平成27年5月14日、例年でしたら15日だったんですけど、会場の都合で5月14日、木曜日に午前10時半から執り行わさせていただいたと思いますので、皆様ご予約のところに、5月14日10時半からということで、ご予約を空けていただけたらと思います。

なお、併せまして27年度第1回の農地部会になります。4月の部会は、4月10日金曜日、KH三番町ビルで行いたいと思いますので、ご予約を

おひかえおきしていただけたらと思います。

最後、申し訳ないんですが、平成26年度最後の農地部会になったわけなんですけれども、1年間いろいろとご迷惑をおかけしましたけれども、皆様方のご協力で、一応この年度を終わるところまでこぎ着けることができました。次年度以降も、案件等続きますので、くれぐれもよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

一同

ありがとうございました。

部会長

それでは、以上を持ちまして農地部会を閉会いたします。  
おつかれさまでした。